文京区
中小企業
サポートブック

2025年度版

文京区
BUNKYO CITY

はじめに

文京区では、経営に関する課題や販路拡大等に取り組む企業の皆様を支援し、産業の振興を図るために様々な事業を実施しています。

本サポートブックは、文京区を中心に国、都、その他支援機関の中小企業支援施策を紹介しています。

本書を皆様の事業発展にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025 年 4 月　文京区 区民部 経済課

本サポートブックの使用にあたって

○補助事業には各種要件があります。

○申請にあたりましては、事前に電話などで担当部署までお問い合わせいただきますようお願いします。

○掲載内容は作成時のものですので、時期によっては事業内容が変更されたり終了しているものもあります。最新の状況につきましては、区ホームページをご覧いただくか、直接担当部署までお問い合わせください。

中小企業者の定義について

中小企業基本法では、中小企業者の範囲を次のように定義しています。

●中小企業者の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下　または　従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下　または　従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下　または　従業員数　50人以下
サービス業	資本金5千万円以下　または　従業員数100人以下

●小規模企業者の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業･サービス業	従業員5人以下

※商業とは、卸売業･小売業（飲食店含む）を指します。

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

中小企業者の定義に関するお問い合せ先

中小企業庁　☎ 03-3501-1511（代表）

INDEX

経営に関する相談

経営相談・中小企業支援員による訪問相談 …… 4
ワンストップ総合相談窓口・よろず支援拠点 …… 5

専門家派遣

専門家派遣事業 …… 6

融資制度

中小企業向け資金融資あっせん …… 7

先端設備等導入計画

先端設備等導入の支援（固定資産税の特例等）…… 8

補助金

事業承継 …… 9
持続可能性向上支援補助金（生産性向上設備）…10
持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）……11
各種認証取得費等補助 ……12
展示会等出展費用補助 ……13
イノベーション創出事業 ……14
知的財産権取得費補助 …… 15
中小企業人材強化支援事業補助 …… 16
スタートアップ支援事業 …… 17
チャレンジショップ支援 …… 18
リカレント教育課程等受講料助成金 …… 19
補助金検索システム …… 20

セミナー

中小企業向けセミナー …… 21

企業間交流

All Bunkyo 企業人交流会 …… 22
中小企業向け支援制度説明会 …… 22

就労・人材確保支援

中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業 ……23
ミニ就職面接会 ……24
文の京若年者向け就職面接会 …… 24

障害者雇用

障害者雇用 …… 25

創業支援

創業支援事業 ……26
創業機運醸成事業 ……27
創業・その他の施策 …… 28

情報発信

産業情報発信 …… 29

技能名匠・伝統工芸

文京区技能名匠者認定・「来て見て体験」文京の伝統工芸 …… 30

施設貸出

産業とくらしプラザ ……31
勤労福祉会館 …… 32、33

知的財産

知的財産（特許・商標など）…… 34

労働・内職

職場でのトラブル相談・内職あっせん相談 …… 35

その他の公的機関

東京都・国の主な施策 ……36、37

支援機関

各支援機関のご紹介 …… 38
連絡先一覧 …… 39

【文京区】融資・創業・知財など経営の悩みや相談に応じています!

経営相談

文京区では、東京商工会議所と連携し、経営上の課題や創業・知財に関するお悩みをご相談いただける相談窓口を設けています。区内中小企業及び区内で創業を希望する方であれば、どなたでもご利用いただけます。どうぞお気軽に下記窓口へお越しください。

※創業相談・知財相談は事前予約が必要です。

※相談費用は無料です。

相談・助言等内容

・経営、金融
・文京区中小企業支援施策の紹介
・融資あっせん
・創業
・知的財産　等

相談窓口

東京商工会議所文京支部
（文京シビックセンター地下２階）
月曜日～金曜日
午前９時30分～午後４時30分
☎03-5842-6731

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】区内中小企業のご相談を訪問して承ります！

中小企業支援員による訪問相談

文京区中小企業支援員が区内企業の経営や事業に関する課題の解決をサポートします。

企業の現状や課題にあった支援やセミナー等の情報提供、補助金に関するご質問等をお受けします。

経営等に関してお困りごとがありましたら、支援員が貴社を訪問します。これまでも販路開拓や設備投資等の助言を行うほか、適切な関係機関をご紹介してきました。

まずはお問い合わせください。事前にご連絡のうえ、訪問いたします。

※訪問の希望等、詳細は下記までお問い合せください。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

【東京都】中小企業者の経営上の悩みをワンストップで!

ワンストップ総合相談窓口

都内中小企業者の皆様からの経営相談について、総合的にお応えする相談窓口です。
経営全般、資金繰り、創業、IT関連、労務、法律、クレーム対応などの幅広い分野での経営相談を各分野の専門家がお受けしています。なお、ご相談は、来社相談のほか、オンライン・電話・Eメールにてお受けしています。

1. **来社相談**　ご予約をお取りください。
2. **オンライン相談**　ご予約をお取りください。
3. **電話相談**　03-3251-7881にお電話ください。
4. **Eメール相談**　sien@tokyo-kosha.or.jp にお送りください。

相談日時　平日（午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分）
相談予約　電話または予約システムからご予約ください。
※ご相談はすべて無料です。※ご相談は原則45分間です。
※法律相談は方法・時間が異なります。HPよりご確認下さい。

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　5階 総合支援課
☎03-3251-7881
https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/soudan/index.html

【東京都】専門スタッフが経営のご相談を承ります!

東京都よろず支援拠点

国が全国に設置する経営相談所で、東京都は東京都信用金庫協会に設置しています。
経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談にワンストップで対応する窓口です。お気軽にご相談ください。相談費用は何度でも無料です。
コーディネーターを中心とする専門スタッフが相談を受け、適切な解決方法を提案します。

主な相談事例　収益力向上、販売戦略、生産管理、新規事業、補助金・助成金活用、HP・SNS活用、創業・起業、事業承継　など
相談枠（1時間）　平日（①　9:30~10:30　②11:00~12:00　③13:00~14:00　④14:30~15:30　⑤16:00~17:00）

お問い合せ先
東京都よろず支援拠点（（一社）東京都信用金庫協会）
☎03-6205-4728
https://www.tokyoyorozu.go.jp

「経営に関する相談」を行うことで、様々な支援施策の紹介や支援機関へつながります!

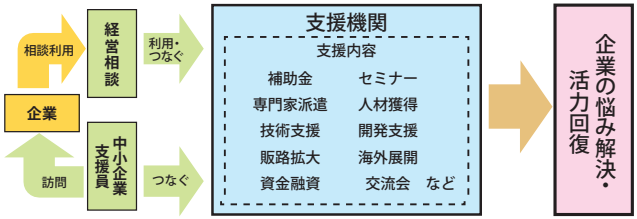

【東京都・東京商工会議所 文京支部】経験豊富な専門家を派遣します!

専門家派遣事業

（公財）東京都中小企業振興公社

（公財）東京都中小企業振興公社は、新分野進出、生産性の向上、店舗・商品・ロゴ等のデザイン検討、WEBサイトの活用・集客、就業規則や賃金規定の見直しなど、中小企業の皆様の様々な問題や課題解決のために、経験豊富な専門家を現地に派遣します。
年間に１企業　最大８回まで派遣可能です。

支援内容	派遣費用（税込）
専門家派遣事業	11,750円＋派遣に係る交通費の1/2／回

※予定件数を上回る申込があった場合は先着順となります。

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎ 03-3251-7881
http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/index.html

（独）中小企業基盤整備機構

経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を中長期的に派遣します。中小企業者の方々に主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

支援内容		派遣費用（税込）
ハンズオン支援事業（総合）	真の経営課題を探り、長期・継続的に総合的な課題の解決をサポート ※標準支援期間・回数　10カ月20回程度	17,500円／人日
ハンズオン支援事業（特定）	実務的な知識・ノウハウの提供で特定課題の解決をサポート ※標準支援期間・回数　５カ月１０回程度	17,500円／人日
ハンズオン支援事業（IT）	IT化構想の策定を支援　※標準支援期間・回数　４カ月８回程度	17,500円／人日
	IT活用の企画・調達・導入を支援　※標準支援期間・回数　１０カ月２０回程度	17,500円／人日
ハンズオン支援事業（テストマーケティング）	テストマーケティングの準備を支援　※標準支援期間・回数　４カ月８回程度	17,500円／人日
	テストマーケティングの実施を支援　※標準支援期間・回数　５カ月１５回程度	5,300円／訪問1回あたり
	テストマーケティング後のフォローアップ　※標準支援期間・回数　５カ月１０回程度	17,500円／人日

※派遣期間等、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合せ先
（独）中小企業基盤整備機構　関東本部　企業支援部
☎ 03-5470-1637
https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/index.html

エキスパート・バンク（小規模事業者対象）

さまざまな問題に直面する小規模事業者の皆様の経営・技術強化を支援する制度です。
小規模事業者の皆様からのご要望に応じて、東京商工会議所に登録された専門家を直接事業所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決を図るものです。対象者は都内23区の小規模事業者（創業予定者を含む）です。

※費用無料です。
※詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合せ先
東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-3811-2683

【文京区】融資をあっせん、利子の一部を補給します!

中小企業者向け資金融資あっせん

区内中小企業者の皆様が事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、文京区が融資をあっせんする制度です。あっせんによる融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

※利子補給に関しては、文京区経済課　産業振興係（☎　03-5803-1173）までお問い合わせください。

文京区の融資あっせんが受けられる方

①文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。（区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後1年未満の場合は対象になりません。）
②申込みをする日までに納付すべき（納期の到来している）住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
③東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること。
④個人事業者にあっては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。
⑤許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を受けていること。
⑥あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。
※バーチャルオフィス（常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」「郵便受取のみ」等で契約している営業実態のないオフィス）を契約している事業者についてはあっせんの対象外。

融資あっせん申込み・お問い合わせ

受付時間　月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前９時30分～午後４時30分
受付場所　東京商工会議所文京支部
（文京シビックセンター地下２階）
電話番号　03-5842-6731
※創業相談のみ予約制です。

※申請には要件があります。
詳細は下記までお問い合わせください。
また、本事業についてのパンフレットは
下記で配布しています。

文京区中小企業向け融資
あっせん制度のご案内

お問い合せ先　東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5842-6731

【文京区】中小企業の設備投資を支援します!

先端設備等導入の支援（固定資産税の特例等）

中小企業等経営強化法に基づき、「先端設備等導入計画」を作成し、本区の認定を受ける中小企業者が、**賃上げ表明**をし、計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税が軽減されます。

「先端設備等導入計画」の申請から認定まで

申請の流れ

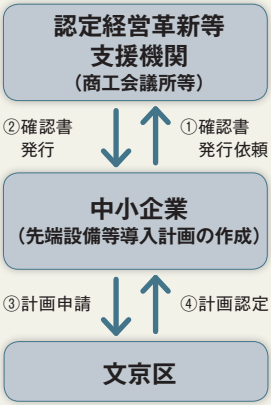

先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内　　容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、労働生産性が年平均3%以上向上すること 算定式：（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動用に直接供される下記の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア
計画内容	○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの ○認定経営革新等支援機関において事前に確認を行った計画であること ○文京区の導入促進基本計画に適合するもの

◎申請方法は以下の区ホームページをご覧ください。

中小企業者が受けられる主な支援

1　新規設備投資に係る固定資産税が軽減！（※一定の賃上げ表明をした場合に限る。）

賃上げ表明内容	固定資産の特例内容
賃上げ表明**なし**	固定資産税の特例措置**なし**
1.5%以上の賃上げ表明あり	3年間に限り、課税標準を1/2に軽減
3%以上の賃上げ表明あり	5年間に限り、課税標準を1/4に軽減

※令和9年3月31日までに取得する設備に限ります。

2　信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます！（※保証について、別途審査があります。）

3　先端設備等導入支援資金（文京区中小企業向け資金融資あっせん）を利用できます。（融資限度額 3,000 万円、実質本人負担利率 0%）

4　文京区持続可能性向上支援補助金が利用できます！
（※一定の要件があります。10 頁をご覧ください。）

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005131.html

【文京区】事業承継に伴う新たな設備にかかる費用を補助します!

小規模企業者事業承継設備投資補助

区内小規模企業者が事業承継を行うにあたり、経営基盤の強化等に必要な設備の導入や更新に要する経費の一部を補助します。

対象者

①中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
②申請日において、区内で10年以上同一事業を営み、概ね3年以内に事業承継を行い、引き続き区内で事業を継続する予定であること。
③国、東京都、公社その他の団体が実施する同種の補助金を受けていないこと。
④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

補助対象経費

事業を継続していくうえで、必要不可欠かつ経営基盤を強化する単価50万円以上の設備のうち、以下のものを補助対象経費とする。
①設備の購入に係る経費（当該設備の設置又は運搬に要する経費を含む。）
②設備の更新に伴う既存設備の撤去に係る経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の3分の2以内の額
補助限度額　100万円（千円未満切捨て）

申請受付期間（予定）

2025年4月1日（火）から2026年3月31日（火）まで
※申請手順や必要書類等については、下記お問い合せ、もしくはHPを参照ください。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b201000@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007798.html

【文京区】中小企業の企業力向上を支援します!

持続可能性向上支援補助金(生産性向上設備)

区内中小企業の企業力向上を図るため、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を作成し、先端設備の取得等に要する経費の一部を補助します。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

①機械装置　②器具備品　③工具　④ソフトウェア　⑤建物付属設備
※PC、タブレット、事務用ソフトウェア、プリンタ等の汎用性があるものは対象外となります。

補助条件

中小企業等経営強化法に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、文京区の認定を受けていること。

補助内容

設備設置費用の3分の2かつ上限50万円
（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）
※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円

募集期間

上半期：令和７年　４月７日（月）午前9時より先着順
下半期：令和７年１０月１日（水）午前9時より先着順
※予算額に達し次第、受付を終了します

その他

先端設備等導入計画について

https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005131.html

➢先端設備等導入計画（文京区HP）

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。

https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005132.html

➢生産性向上設備（文京区HP）

お問い合せ先　文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】中小企業の企業力向上を支援します!

持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）

区内中小企業の企業力向上を図るため、省エネルギーを目的とした設備の設置に要する経費の一部を補助します。

対象者

区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、申請時において、区内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者

対象事業

①空調設備　②換気設備　③照明設備　④受変電設備　⑤衛生設備
⑥ボイラー設備　⑦太陽光・風力その他の再生可能エネルギー設備

補助条件

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する「省エネ診断」、または、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診していること。
※補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、いずれの診断も不要
※照明設備について蛍光灯等の照明設備から新規にLED化する場合に限る。LED照明からLED照明への入替は対象外。
※導入する設備が文京区内の事業所に設置されること

補助内容

① 設備設置費用の3分の2かつ上限50万円
（高機能換気設備の設置に該当する場合は、補助対象経費の5分の4かつ上限50万円）
※申請者がISO14001の認証を取得している場合は、上限100万円
② 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診した場合は、B診断の経費を上限に省エネ最適化診断に要した費用

募集期間

第１回受付（15枠）　　：令和７年　４月７日（月）午前９時抽選
第２回受付（15枠受付予定）：令和７年　８月５日（火）午前９時抽選
第３回受付（10枠受付予定）：令和７年１２月９日（火）午前９時抽選
※各回受付初日の午前９時時点で受付上限件数に達しない場合は、順番に受付いたします。
※補助金申請のための午前8時30分よりも前の来庁はお控えください。
※受付件数は予算状況によって変動いたします。

お問い合せ先

省エネ診断に関するお問い合わせ先
➢東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）　https://www.tokyo-co2down.jp/
➢一般財団法人省エネルギーセンター　https://www.shindan-net.jp/

申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、予めご記入の上、経済課窓口にご提出ください。

https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005130.html

➢省エネ設備（文京区HP）

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】各種 ISO・P マーク等の取得更新経費の一部を補助します!

各種認証取得費等補助

区内中小企業者の海外進出及び経営基盤の強化を図ることを目的として各種認証を取得･更新する際の経費の一部を補助します。

対象者

※下記の全てを満たすことが必要です。

文京区内中小企業者

①中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。
②区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の交付を申請する日において引き続き区内で1年以上事業を営んでいる者であること。
③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納している者であること。

補助対象事業

下記の認証取得に係る経費の一部を補助します。

・ISO9000 シリーズ、ISO13485、ISO14000 シリーズ、ISO22301、ISO27000 シリーズ、ISO50001、CE マーク、FDA 認証、NMPA 認証、MFDS 認証、エコアクション 21 認証、エコステージ認証（ステージ 2 以上）、P マークの取得
・上記 ISO の更新　※サーベイランス（維持審査）は対象外です。
・P マークの更新

補助内容

下記の費用に対して補助いたします。

補助対象経費	コンサルタント委託費、審査登録費用
助成内容	各種ISO、CEマーク、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、エコアクション21認証、エコステージ認証（ステージ2以上）の取得に要する経費　補助率1/3（上限50万円）
	各種ISOの更新、Pマークの取得に要する経費　補助率1/3（上限30万円）
	Pマークの更新　補助率1/3（上限20万円）
補助対象	各種認証の取得 2025年4月1日～2027年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費
	各種ISO、Pマークの更新 2025年4月1日～2026年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費

申請期間

2025年4月1日(火)から随時受付(先着順)

※補助金は事前申請制です。予算額に達し次第、受付は終了します。

申請書類

下記の必要書類を揃え、文京区経済課へご提出ください。

【必要書類】

①各種認証取得費等補助対象者認定申請書
②各種認証取得費等補助金事業計画書
③各種認証取得費等補助金収支計画書･支出明細書
④前年度の住民税及び事業税(個人事業主で事業税が非課税の場合は所得税)の納税証明書原本
⑤法人登記簿謄本＜※発行日から3か月を経過していないもの＞
⑥見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類
⑦委託契約書の写し(コンサルタントに委託する場合)
⑧各種ISO、Pマークの更新前の登録証の写し（更新に係る申請の場合に限る）
⑨会社案内など事業の内容が分かる書類

お問い合せ先

文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173　Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005133.html

【文京区】展示会の出展時にはぜひご検討ください!

展示会等出展費用補助

異業種交流、市場開拓または販路拡大を目的として、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）に開催する国内外の見本市、展示会に区内中小企業者等が出展する際にかかる出展料の一部を補助します。

対象者

※以下のいずれかに該当することが必要です。

※①②ともに申請日において、区内で引き続き１年以上事業を営んでいること

①文京区内中小企業者
※区内に、登記上の本店所在地（法人）、主たる事業所（個人事業主）があること

②文京区内中小企業者で組織された団体

補助対象経費

ア　国内展示会等の出展料の２分の１（上限 10 万円）
イ　国外展示会等の出展料、現地通訳費、輸送費の２分の１（上限 30 万円）
ウ　オンライン（国内）展示会等の出展料の２分の１（上限 10 万円）
エ　オンライン（国外）展示会等の出展料の２分の１（上限 30 万円）

※オンライン展示会の場合、主催団体の運営事務局の所在地をもって国内・国外を判断します。
※同一事業で他の行政機関による補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の場合は対象外
※本補助金の申請者が主催（共催を含む）する展示会等に出展する事業は対象外
※物産展・即売会など商品の販売を行う場合や、美術・芸術作品の展示会等に出展する場合は対象外

申請期間

2025 年 4 月 1 日（火）から随時受付（先着順）
※予算額に達し次第、受付終了　※1 年度で申請できるのは、1 事業所 1 展示会まで

申請書類

①展示会等出展費用補助金交付申請書　　②事業計画･収支計画書
③納税証明書 ※発行日から3か月を経過していないもの。完納していること。

法人	個人事業主
･法人都民税 ･法人事業税	･個人住民税 ･個人事業税 （個人事業税が非課税である場合は、所得税）

④法人登記簿謄本　※発行日から3か月を経過していないもの
⑤出展申込書（写し）及び出展が確定していることが分かる書類（写し）
⑥展示会等の概要が書かれたパンフレット等
⑦各種費用明細（国外において開催される展示会等の場合）
⑧訳文（添付書類が外国語で作成されている場合）

※申請は、展示会出展の申込後、展示会開催日の約1か月前までに行ってください。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005134.html

【文京区】新製品・新技術等の開発にかかる費用を補助します!

イノベーション創出支援事業

区内中小企業者及び大学発ベンチャー企業が取り組む、新製品・新技術等の開発について、事業に要する経費の一部を補助します。（補助対象者は審査の上決定します。）
加えて、上記開発に合わせて行う知的財産権の出願に係る経費の一部を補助します。

対象者

文京区内中小企業者及び大学発ベンチャー企業で、下記のすべてに該当する事業者

①中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者または法人事業者であること。
②区内に本店登記（個人事業者の場合は主たる事業所）があること。
③引き続き１年以上事業を営んでいること（大学発ベンチャー企業を除く）。
④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
⑤区または他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

補助対象事業

①AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入により Society5.0 の実現を推進する事業
②AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術の導入により印刷業、製本業、出版業、医療機器製造業、旅館業等の地域産業を活性化する事業
③エネルギーの省エネ・蓄エネ・需給調整、電化、電池等の導入により GX の実現を推進する事業
④感染症の検査、診断その他感染症の拡大防止に係る事業
※以下のものは対象外です。
１ 薬品（医薬品、農薬品） ２ 口に入れるもの ３ 化粧品など肌に塗るもの

補助対象経費

2025年４月１日から2027年２月28日までの間に支出した経費のうち、以下に該当する経費

①新製品・新技術等の開発に係る経費（補助率３分の２かつ上限200万円）
②知的財産権の出願に係る経費（補助率３分の２かつ上限30万円）

申請期間

2025年７月１日（火）から８月29日（金）まで
※申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005135.html

【文京区】区内中小企業者の知的財産権の取得を支援します!

知的財産権取得費補助

区内中小企業者を対象に知的財産権を取得する際にかかる経費の一部を最大30万円まで補助します。知的財産権の取得の際は、是非ご活用ください。

対象者

※下記の全てを満たすことが必要です。

①中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であること。
②申請日において、区内に本店登記（個人事業者の場合は主たる事業所）があり、引き続き区内で１年以上事業を営んでいること。
③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
④同一年度内にこの補助金の交付を受けていないこと。
⑤同一の出願について、国、他の地方自治体等から助成金等の交付を受けておらず、また受ける予定がないこと。
※同一の申請者による本補助金の申請は、１年度につき１回限りです。
※同一の出願に係る本補助金の申請は、年度に関わらず１回限りです。

対象となる知的財産権

・特許権　・実用新案権　・意匠権　・商標権
※出願日から２年以内にご申請ください。
※国内の出願に限ります。

補助対象経費

①出願料
②出願審査請求料または技術評価請求料
③特許料または登録料
④知的財産権の出願および取得に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合は、弁理士または弁護士に対する報酬
⑤先行技術調査に係る経費（特許権の取得に限る）
⑥その他、製品および技術の権利保護に直接的な関連性が認められる経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の３分の２以内の額（上限30万円）
※千円未満切捨て

申請受付期間

2025年４月１日（火）から随時受付（予算額に達し次第、受付を終了いたします。）
※出願日から２年以内にご申請ください。

申請書類

①知的財産権取得費補助金交付申請書
②知的財産権取得費補助金事業報告書
③前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）の納税証明書原本（発行日から３か月以内のもの）
④法人登記簿謄本原本（発行日から３か月以内のもの）
⑤補助対象経費の内訳が確認できる書類及び当該経費を支払ったことが確認できる書類
⑥出願書類の写し及び出願が受理されたことが確認できる書類
⑦知的財産権を取得した場合は、取得したことが確認できる書類

東京都の知的財産権に関する支援は34ページへ

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005128.html

【文京区】従業員を対象としたリスキリングを支援します!

中小企業人材強化支援事業補助

区内中小企業の事業拡大やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けて、自社の従業員を対象とした「リスキリング※」に取り組む場合に、講座等の受講や資格の取得に係る経費の一部を補助します。

※リスキリング（職業能力の再開発）… 今後の事業戦略や将来像を基に、中小企業者が事業活動の拡大や組織の変革に必要な職業能力を従業員に習得させること。

対象者

文京区内中小企業者

①中小企業基本法に規定する中小企業者で、法人又は個人事業者であること。

②区内に主たる事業所（法人事業者は本店登記も）を有し、かつ、補助金の認定を申請する日において、引き続き区内で１年以上事業を営んでいること。

③申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。

補助対象事業

【補 助 条 件】自社の従業員に、①企業の事業活動の拡大、又は②DX の実現に資する講座等を受講させたり、資格を取得させる事業であること。

【補助対象経費】教育課程・講座・講習等の受講料、資格試験の受験料等

【補　助　率】２分の１（１社当たり上限 10 万円）

申請期間

2025年４月１日（火）から随時受付（先着順）
※予算額に達し次第、受付を終了します。

お問い合せ先

文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005129.html

【文京区】区内スタートアップを支援します!

スタートアップ支援事業

区内スタートアップを対象に、事務所等の家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助

事務所等の月額賃借料の２分の１（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談

中小企業診断士を３年間無料で派遣します。（計10回以内）

対象者

中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であって、以下の要件の全てを満たす者（ただし、大学の創業支援施設で事業を営んでいるものを除く。）

①創業５年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して１年以内の者であること。

②大学が有する研究成果若しくは特許を活用し、又は大学と共同研究等を行った者であること。

③区内に本店登記があること。

④申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は、法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）を完納していること。

⑤他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

補助対象事業

①先端的な技術等に基づく事業

②地域課題や社会課題の解決を図る事業

申請受付期間

2025年９月１日（月）から2025年10月17日（金）まで
※補助対象者は審査会で審査の上、決定します。（12月実施予定）

注意事項

上記内容は予定であり、変更になる場合があります。

お問い合せ先

文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007765.html

【文京区】区内での創業を応援します!

チャレンジショップ支援事業

区内の空き店舗において創業される方等に、家賃補助や経営相談などを行います。

支援内容

①家賃補助
店舗月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分

②専門家による経営相談
中小企業診断士を3年間無料でお店へ派遣します。（計10回以内）

③地域貢献事業補助
チャレンジショップ認定者が、地域の魅力や価値の向上につながるイベントの実施又は新商品を開発した場合にその経費を補助します。（※認定1件あたり上限額10万円）

対象者

※以下のいずれかに該当することが必要です。

①区内の空き店舗において創業する個人及び法人

②文京区創業支援セミナー実践編又はテーマ特化編を受講後に区内で創業する個人及び法人

※2024年5月1日～2025年4月30日までに個人事業者の場合は税務署への開業届を、法人の場合は法務局へ法人設立登記を行った方が対象です。
※過去に同業種で経営経験のある方は対象外
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種は対象外

補助対象事業

※以下のいずれかに該当することが必要です。

①飲食業、小売業、サービス業等、来街者の増加を促進する事業

②子育て支援、高齢者支援等、地域住民の生活の利便性を高める事業

申請期間

①家賃補助・経営相談
2025年4月1日（火）～5月16日（金）
※補助対象者は審査会で審査の上、決定します。

②地域貢献事業補助
2025年4月1日（火）～2026年2月27日（金）
※予算額に達し次第、受付を終了します。

申請書は経済課窓口のほか区ホームページからもダウンロードが可能です。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173　FAX 03-5803-1936
※過去に認定された店舗情報を掲載しています。
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005160.html

【文京区】新たな知識やスキルの習得を支援します!

リカレント教育課程等受講料助成金

文京区では、結婚、出産、育児等により離職された方、非正規雇用の方、個人事業者の方を対象に、人材の育成、職業能力の開発等につながる教育課程・講座を受講される際の受講料の一部を助成します。是非ご活用ください。

※リカレント教育…何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育のことです。

対象者

65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

⑴個人事業主として事業をされている方（ただし、個人事業の他に会社その他の法人との雇用関係がある方等は対象外）

⑵就労経験があり、現在は就労していない方

⑶非正規雇用（期間の定めのある雇用契約）で就業中の方

補助対象事業

助成対象課程・講座：受講開始から２年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座

助　　成　　額：受講料の２分の１を助成します。
（※入試の検定料や入学金は助成対象外となります。）

※「月額１万円×受講期間の月数」の額が助成上限額となります。

※ 同種の助成金等を受給している場合は、当該額を除いた額が助成対象となります。

申請期間

2025年４月１日（火）から随時受付（先着順）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※教育課程・講座を受講する前の事前申請が必要となります。

お問い合せ先

文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005237.html

【文京区】自社の状況にあった支援制度を簡単に検索できます!

補助金検索システム

文京区をはじめ、国や東京都等ではさまざまな補助制度を実施しておりますが、どの制度が活用できるかわかりにくいというお声もいただきます。

この補助金検索システムでは、簡単なチェックで自社の状況にあった補助金等を検索することができます。

手順はカンタン！（パソコン、タブレット、スマホでできます！）

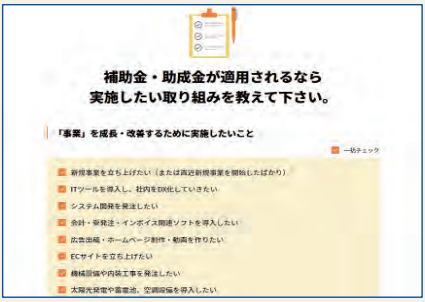

①入力項目にチェック
該当する箇所にチェックを入れて検索するだけ

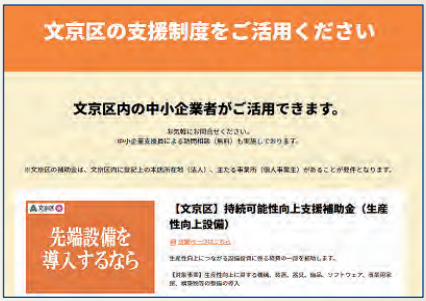

②その場で結果を表示
補助金の最新情報が表示されます。

③そのまま相談依頼ができます
文京区中小企業支援員による訪問相談（無料）等について、ご連絡いたします。

☆２つの相談方法が利用できます！

・文京区中小企業支援員の訪問相談（無料）

文京区の補助金については、企業0Bの文京区中小企業支援員が訪問相談をお受けします。

補助金のほか、経営相談、融資制度、セミナー・イベントのお知らせなど様々なご相談に対応いたします。

・株式会社ライトアップの無料相談

国の補助金については、本サイト運営事業者である(株)ライトアップが無料相談をお受けします。

(株)ライトアップでは、無料相談に引き続いて、申請のサポートを有料で実施しております。

お問い合せ先

文京区 区民部 経済課 産業振興係
☎ 03-5803-1173（直通） FAX 03-5803-1936
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005127.html

【文京区】中小企業の企業力を高めるテーマを用意しています!

事業承継セミナー

事業承継を検討している中小企業者を対象に、専門家によるセミナーを開催します。

開催日

7月、11月の年2回
※いずれも同じ内容で実施、詳細は4月以降HPに掲載予定

内　容

事業承継に関するセミナーを開催し、終了後に中小企業診断士等の専門家による個別相談を実施

受講料

無料（申込先着順、上限15名程度）

【文京区・東京商工会議所】あらゆるテーマを用意しています！

中小企業向けセミナー

2024年度実施セミナー

・文京区＆東京商工会議所文京支部主催

どうなる？ 中国経済～これからの日本経済への影響を考える～（6/21）
海外展開のカギを握る 為替の基本と実務への応用（7/18）
今さら聞けない!? 融資のキホンが分かるセミナー ～あらためて知っておきたい融資の基本について解説します～（7/22）
～知っていると差がつく！～ 補助金のキホンから事業計画書のコツまで（7/23）
～強みを活かして事業拡大を目指す～ 新規事業計画書のいろは（9/10）
イマドキ世代のシゴト観と採用方法 ～若者の考え方を理解し、それにあったアプローチを行う～（9/25）
いまさら聞けない!? SNS についてまるっと解説 ～自社に合った SNS の選び方や運用方法、映えるためのヒントを開設～（10/2）
自社商品やサービスを 1 分で伝える文章づくり ～人気雑誌の元編集長が購買者に刺さる紹介文づくりを実践形式で解説～（10/9）
管理職必見！「パワハラ」と「叱る」は違う！部下のほめ方と叱り方セミナー（11/6）
若手を辞めさせない！Z 世代社員の定着率アップ対策のポイント（12/3）
～売上アップの秘訣！～ WEB ツールを駆使した HP・SNS 活用法（12/5）
～多様性と女性活躍が職場を変える～ 人事担当者必見！ 女性リーダー育成の秘訣（2/26）
カスタマーハラスメントの実態と対処法　理不尽なクレームから従業員を守る（3/3）
こんなにいい製品なのに、なぜ売れない！？ デザインを変えれば、こんなに売れる！(3/5)

・文京区主催

“ 中小企業のための ” 値上げ・値決めの上手なやり方セミナー（3/3）
中小企業のための生成 AI 実践活用術 ～テキスト、画像、映像生成を自社の業務に活かそう～（3/11）

セミナーの開催については、随時区ホームページ・区報にてご案内します。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
Eメール b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

【文京区】企業間の交流を支援します!

企業間交流

文京区では、様々な企業間交流会を開催しています。自社の業種の垣根を越えた企業･グループとの交流を図り、ビジネスの拡大だけでなく、今後の経営や事業活動にお役立てください。

■ All Bunkyo 企業人交流会

文京区内企業のネットワークの強化や企業の相互発展を目的として、区内の大企業・中小企業・個人事業主の勉強会＆交流会を開催しています。
2023年度は、「ビジネスの可能性を広げるChatGPTの活用方法とは」をテーマに、基調講演やグループミーティングを行いました。

今年度の開催は2月頃を予定しております。詳細が決まり次第、区ホームページ等でご案内します。

■ 中小企業向け支援制度説明会

国･都･区等の支援施策を活用いただけるよう区内中小企業向けに制度説明会を開催しています。

開催は、令和8年3月頃を予定しています。詳細が決まり次第、区ホームページ等でご案内します。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区・ハローワーク・東京都】就労と人材確保をサポートします!

就労・人材確保支援

文京区経済課　**①～③のいずれも参加費は無料です。ぜひご活用ください。**

求職者の就労と区内中小企業の人材確保を支援するため、以下の事業を実施します。

①中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業

区内中小企業の「ダイバーシティ経営※」の実践に向けた企業改革及び多様な人材の確保・定着を支援するため、以下の事業を実施します。

※ダイバーシティ経営:多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営

【事業内容】

○多様な地域人材確保・活用に関するセミナー
「多様な人材の採用・活用」をテーマとしたセミナーを実施します。

○区内中小企業に就職を希望する求職者とのマッチング支援
就職氷河期世代の方、女性（年齢制限なし）及び日本女子大学のリカレント教育課程受講者と企業とのマッチングを支援します。

○インターンシップ又は職場見学
マッチングに当たり、区内中小企業と求職者の相互理解を図るインターンシップ又は職場見学の支援を行います。

お問い合せ先

文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005226.html

②ミニ就職面接会

文京区内の企業に就職を希望する方を対象とした就職面接会です。2025年度は「ミニ就職面接会」を5回、「仕事と家庭の両立支援ミニ就職面接会」（託児サービス付き）を1回、「シニア向けミニ就職面接会」を2回実施する予定です。

○**実施時期**　（ミニ就職面接会）2025年5月･6月･9月･10月･2026年3月
（仕事と家庭の両立支援ミニ就職面接会）2026年2月
（シニア向けミニ就職面接会）2025年7月･12月

○**参加企業数**　各回1～2社

③文の京若年者向け就職面接会

39歳以下の求職者と人材の確保を希望する区内中小企業による合同就職面接会です。年1回開催しています。

○**実施時期**　毎年1月下旬　　○**参加企業数**　8社程度

お問い合せ先
※②③のみ
ハローワーク飯田橋　文京区後楽1-9-20　飯田橋合同庁舎内
☎ 03-3812-8609（代表）
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007749.html

ハローワーク飯田橋（公共職業安定所）

ハローワークでは、人材を求める事業主への支援を行っています。
人材募集の申込みにより、原則、全国のハローワークで情報を公開できますので、多くの方々からご覧いただけるようになります。

お問い合せ先
ハローワーク飯田橋　文京区後楽1-9-20　飯田橋合同庁舎内
☎ 03-3812-8609（代表）

（公財）東京しごと財団

●人材確保支援係
（中小企業人材確保総合サポート事業）
・人材確保相談窓口（事前予約制）
・人材確保コンサルティング
・各種セミナー
（人材確保・多様な人材活用等）
・人材戦略構築支援
（人材戦略集中講座・人材戦略コンサルティング）

●専門・中核人材戦略支援担当係
（DX・GX 時代を担う専門・中核人材戦略センター事業）
・相談窓口（事前予約制）
・人材戦略マネージャーによる企業訪問
・啓発セミナー・交流会等
・人材確保に要する費用の一部助成

※各サービスにはそれぞれご利用要件があります。詳細は HP をご確認ください。

お問い合せ先
公益財団法人東京しごと財団　企業支援部
人材確保支援係　☎ 03-5211-2174
専門・中核人材戦略支援担当係　☎ 03-5211-0399
https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/

【文京区】障害者の雇用をサポートします!

障害者雇用

文京区障害者就労支援センター（無料）

障害者の就労に関する相談窓口として、企業の障害者雇用へのアドバイス、職場実習、就労、職場定着及び生活面の支援、ハローワーク飯田橋など関係機関と連携を図っています。お気軽にお問い合わせください。

相談場所　文京区本郷4-15-14　文京区民センター1階
相談時間　月～金曜日　午前9時～午後5時30分（土・日・祝日及び年末年始を除く）

文の京（ふみのみやこ）ハートフル工房（障害者施設商品販売会）の出張販売

障害のある当時者の方も販売員として参加し、イベントや企業等でパンや雑貨を販売します。

ジョブ～る文京

「ジョブ～る文京」は、文京区にある障害者就労支援施設ネットワークの愛称です。加盟事業所が共同で作業を受注し、障害者の社会参加と工賃向上を目指し活動しています。小口の作業から大口の作業まで、お気軽にお問い合わせください。

令和6年4月1日から　障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられています

週所定労働時間が特に短い障害者も雇用義務対象に追加されます。それに伴い、障害者の算定方法の変更・事業主支援の強化（助成金の新設・拡充）等がなされます。

民間企業における法定雇用率引き上げ	令和6年4月	令和8年7月
法定雇用率	2.5%	2.7%

文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成

●概要
文京区内中小企業等の事業主を対象に、障害者の雇用拡大・理解促進を目的として、職業体験受入れや雇用に係る経費を助成する事業です。体験受入れ等を、文京区障害者就労支援センターがお手伝いします。

●助成金内容
次の場合に助成金を支給いたします。（事業主の賃金負担等はありません）
障害者の職業体験の受け入れを実施した場合

職業体験受入れ奨励金	1日2時間以上4時間未満	1日につき2,000円
	1日4時間以上	1日につき4,000円

職業体験の受け入れを経て、正式に雇用した場合

雇用促進助成金	雇用した障害者1人当たり	10万円

●助成に当たっての事業主の要件
対象を拡大し、企業規模にかかわらず障害者雇用の実績のない事業者も対象としました。

職業体験受入れ奨励金	・区内に就業場所がある。　・雇用保険に加入している。 ・職業体験受入れ実施前に、文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の申込を行っている。
雇用促進奨励金	・職業体験受入れを経て同一の障害者を継続的に雇用。 ・3か月以上雇用を継続している。　・公共職業安定所を経由して雇用した。

お問い合せ先
文京区障害者就労支援センター（文京区民センター1階）
☎ 03-5805-1600　FAX 03-5805-1601

【文京区】新たに創業を目指す方を応援します!

創業支援事業

産業競争力強化法に基づいて認定された「創業支援等事業計画」に基づき、文京区内で創業する方を支援します。

①創業支援セミナー（令和7年度の日程はホームページ等でご確認ください。）

○ひとりで起業編　※「特定創業支援等事業」該当セミナー
➡毎年7月開講予定（全5回・各回2時間・受講料7,000円）
○入門編
➡毎年10月実施予定（1回・3時間・受講料無料）
○実践編　※「特定創業支援等事業」該当セミナー
➡毎年10月開講予定（全5回・各回3時間・受講料10,000円）
○ワンスポットセミナー
➡毎年2月実施予定（1回・2時間・受講料無料）

<「特定創業支援等事業」について>

ひとりで起業編と実践編の受講者は、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の交付を受けることができ、会社設立の際の登録免許税の減免や信用保証の特例等の各種支援制度を利用できるようになります。

<「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」について>

証明書の発行を受けるには発行要件を満たす必要があります。
（どなたでも発行を受けられるわけではありませんのでご注意ください）
発行要件等の詳細につきましては、区HPをご確認ください。

セミナー受講者の声

- 起業を志している方、実際に起業されている方とのコミュニケーションの機会がとてもありがたかったです。
- 講師の方が実際に経営されている方だったので、説得力がありました。
- お話を伺ってすぐワークシートで取り組み、グループワークがあるので集中して取り組めます。

②ワンストップ創業相談窓口　※P7経営相談をご参照ください。

③創業支援資金（中小企業者向け資金融資あっせん）※P7をご参照ください。

実質本人負担利率は0%です。
東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。

お問い合せ先
文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173
https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyoushigoto/chuushou/sougyou/index.html

【文京区】区内の創業の機運を高めます!

創業機運醸成事業

産業競争力強化法に基づいて認定された「創業支援等事業計画」に基づき、創業に対する区民の理解・関心を深めるため、創業の普及啓発事業「文京区創業機運醸成プロジェクト」を実施します。

創業入門サロン

何らかの事業活動を志しているが具体的な行動まで至っていない方（主に若年者、女性、ミドル・シニアの方等）を対象に、創業意識を高めるサロンを行います。

○実施時期　2025年８月～９月頃（対面開催）

○実施回数　主な対象者ごとに年４回実施します。
（第１回～第３回）若年者向け、女性向け、ミドル・シニア向けに１回ずつ実施
（第４回のみ）　対象者を限定せず、テーマを設定して実施

○実施内容　各回２時間30分程度で実施します。

⑴先輩創業者による創業体験談
創業経験者（各回２名程度）をゲスト講師として招き、創業にまつわる体験談等をお話しいただきます。

⑵創業者と参加者との交流会（創業相談会）
創業者とサロン参加者で交流を深めることができます。
また、経営の専門家である中小企業診断士等にも参加していただき、創業に関するご相談もお受けします。

○定　　員　各回15名程度

○参 加 費　１回あたり500円

詳細が決定しましたら、区報や区ホームページ等でお知らせいたします。

お問い合せ先
文京区経済課　創業・就労支援担当（文京シビックセンター地下２階）
☎ 03-5803-1173
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005168.html

創業に関する支援策をご紹介します!

創業・その他の施策

（公財）東京都中小企業振興公社

●ワンストップ総合相談窓口（P8）

経営上の様々な相談を受ける窓口です。創業の相談も受け付けています。

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社 総合相談窓口
☎ 03-3251-7881

●TOKYO創業ステーション

創業アイデアの具体化から事業化までをワンストップで支援する拠点を東京丸の内に開設しています。
創業支援に熟練したプランコンサルタントがビジネスプラン完成までを担任制で支援するプランコンサルティングのほか、創業に必要な知識を学ぶことができるセミナーを多数開催しています。
特に女性の創業希望者に対しては、女性専用プランコンサルティングや女性専用セミナーも実施しています。

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社 事業戦略部創業支援課
☎ 03-5220-1141

東京信用保証協会

創業前の相談から、創業時の金融相談、創業後の経営相談・専門家派遣まで創業全般に関するサポートを行っています。このほか、創業段階に応じた当協会主催の「創業者向けセミナー」「創業スクール」を随時開催しています。

お問い合せ先
東京信用保証協会 上野支店
☎ 03-3847-3171

中小企業庁　「エンジェル税制」

「エンジェル税制」とは、企業への投資を促進するために、企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。
企業に対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

お問い合せ先
東京都産業労働局商工部 創業支援課
☎ 03-5320-4677

【文京区】経営に役立つ情報を発信します!

産業情報発信

経済・経営等の情報を提供し、区内中小企業の振興・発展を図ることを目的として、区内中小企業へ向けて、区内外の産業ニュースや各種補助金など、企業に役立つ情報を様々な媒体を用いて発信しています。ぜひご覧ください。

産業情報紙「ビガー」

景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、年４回発行しています。経済課窓口のほか、産業団体、金融機関にも配布しています。

掲載内容

・区内景況調査の結果
・企業交流会のご案内
・区内中小企業向け補助金・助成金のご案内
・区内中小企業のご紹介
・関係機関からのご案内　等

詳細はホームページをご覧ください
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p005201/index.html

文京区応援キャラクター〈BUNレンジャー〉

文京博覧会〈ぶんぱく〉で誕生した、文京区を元気にする応援キャラクター「BUN（文）レンジャー」。花の五大まつり（梅･桜･紫陽花･つつじ･菊）をモチーフにしています。区の様々なイベントや広報媒体で活躍しています。

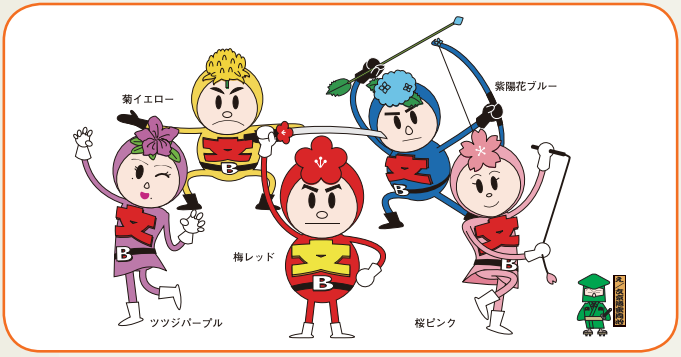

お問い合せ先　文京区経済課 産業振興係（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1173

【文京区】文京の“匠”を認定しています!

文京区技能名匠者認定

永く同一職業に従事し、経験が豊かで物を造る技術が非常に優れ、その制作物に信頼性があり、後進の指導及び育成に積極的な方を、「文の京技能名匠者」として認定しています。2024年度までに106名を認定しました。

認定者の技術や作品を間近で見られる「文の京技能名匠者展」を毎年開催しています。「文の京技能名匠者」は、今年度も募集を予定しています。

推薦方法等は、区ホームページ等をご覧ください。

【文京区】伝統工芸品の魅力を体験してみませんか?

「来て見て体験」文京の伝統工芸

国内外からの観光客の誘致と、ものづくりに関心のある区民に向けて、文京区の伝統工芸品の魅力を発信するために伝統工芸品に関するイベントを開催します。当日は、伝統工芸品の展示や制作体験を実施します。ぜひ、ご来場ください。

詳細は区ホームページをご覧ください。
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p004373.html

スケジュール(予定)

開催日	品目	会場・時間
5/10(土)、11(日)	江戸甲冑 江戸べっ甲	会場:不忍通りふれあい館(根津2-20-7) 時間:午前10時～12時、午後1時～4時 (製作体験は午後3時30分まで)
6/7(土)、8(日)	江戸文字 彫金アクセサリー	
7/5(土)、6(日)	和紙・襖紙 江戸木版画	
8/16(土)、17(日)	ガラス工芸 バッグ製造	
9/13(土)、14(日)	陶芸 貴金属アクセサリー	
12/6(土)、7(日)	貴金属アクセサリー 細密ペン画	
2026年 1/17(土)、18(日)	手描き友禅 加飾紙	
3/7(土)、8(日)	未定	会場:文京シビックセンター1階 (春日1-16-21) ※詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

お問い合せ先
文京区経済課 産業振興係(文京シビックセンター地下2階)
☎ 03-5803-1173

産業とくらしプラザ（研修室）

文京シビックセンター地下２階に、中小企業振興と地域産業発展及び区民の消費生活安定及び向上を図ることを目的とした研修室があります。

開館時間　午前９時～午後５時
休 館 日　土･日曜日･祝日･年末年始
場　　所　文京シビックセンター地下２階
（文京区春日１丁目16番21号）

研修室A・B

セミナーや会議の場として利用できます。

	規模	定員（人）	午前	午後	全日
			午前９時～午後０時	午後１時～午後５時	午前９時～午後５時
研修室A	75m^2	36	1,800円	2,600円	4,400円
研修室B	48m^2	24	1,200円	1,700円	2,900円
研修室A・B	123m^2	60	3,000円	4,300円	7,300円

●研修室を利用できる方･申込期間

利用できる方	使用申込の期間
･区内の中小企業者を構成員とする団体 ･消費生活センターに登録している消費者団体	使用日の４か月前から
･区内の中小企業者 ･消費生活センターに登録していない消費者団体	使用日の２か月前の月の初日から
上記に掲げるもの以外の区内団体	使用日の１か月前の月の初日から

※申込確定時点で料金が発生します。

●申込受付

利用申込みの前に、施設の空き状況等を確認してください。（電話･メールにてお問い合せください。）

お問い合せ先
文京区経済課 消費生活センター（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5803-1105
Eメール b201000@city.bunkyo.lg.jp

文京区勤労福祉会館

勤労者の方々の文化教養・福祉の向上・体育活動等に広くご利用いただけます。どなたでもお気軽にご利用ください。

開館時間	午前９時～午後９時30分（窓口受付時間：午後８時まで）
休館日	年末年始（12月29日～１月３日）
館内整備日	毎月第３月曜日（ただし国民の祝日に当たるときは翌日）
利用できる方	どなたでも（営利を目的としないこと）

利用方法

1　使用申請受付開始日

⑴ **抽選申込み（１か月まとめて抽選予約を行います）**

使用する日の３月前の20日～末日

※区民会議室については、区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会のみ抽選にお申込みいただけます。

⑵ **空き室申込み（抽選後、空き室の予約を開始します）**

使用する日の２月前の８日以降

※区民会議室については、区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会の場合は２月前の１日以降

2　使用申請受付時間

⑴ **インターネット予約・抽選申込み**

24時間可能（年末年始を除く）

ただし、抽選申込・随時申込の初日は、午前9時から受付開始

⑵ **窓口予約・抽選申込み**

午前９時～午後８時（年末年始を除く）

3　使用申請方法

⑴ **インターネット**

「『文の京』施設予約ねっと」（https://www.shisetsu.city.bunkyo.lg.jp/）からお申込みください。

※空き状況の確認はどなたでもご覧いただけますが、ご予約には事前の利用登録が必要です。

⑵ **窓口**

使用申請書に利用料金を添えてお申込みください。

利用料金

団体利用

利用料金

室名		面積	定員	利用料		
				午前	午後	夜間
				午前9時～午後0時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分
1階	区民会議室	92m²	60人	3,200円	3,700円	3,700円
	1階洋室	34m²	24人	1,000円	1,100円	1,100円
	第1創作室	52m²	20人	1,600円	1,800円	1,800円
	第2創作室	43m²	20人	1,300円	1,500円	1,500円
3階	第2洋室	61m²	24人(30人)	1,800円	2,100円	2,100円
	第3洋室	61m²	24人(30人)	1,700円	1,900円	1,900円
	第1和室	12畳	20人	800円	1,100円	1,100円
	第2和室	10畳	15人	800円	1,000円	1,000円
	第3和室	8畳	15人	800円	900円	900円

※第1創作室・第2創作室および第2和室・第3和室は、それぞれ部屋をつなげて一室としても利用可。
※第2洋室、第3洋室の（ ）内の定員は、テーブルを利用しない場合。
※区民会議室および各和室は、駒込地域活動センターの事業を行う地域内に居住する方、区内の町会・自治会・商店会・振興組合、高齢者クラブまたはその連合会が会議等に使用するときは、利用料金が5割減額。

2階	体育館	487m²	午前9時～午後0時	午後0時30分～午後4時30分	午後5時30分～午後9時30分
			7,100円	8,800円	9,500円

個人利用

①体育館

利用日	種目	利用料金
木・金曜日 午後0時30分～午後4時30分	バドミントン・卓球	1人1時間240円
土・日・祝 午後5時～午後9時		

②囲碁・将棋コーナー

利用日	時間	場所	利用料金
火・木・土・日曜日	午後1時～午後9時	1階洋室	1人1日100円

お問い合せ先

文京区勤労福祉会館
文京区本駒込4-35-15　☎ 03-3823-6711
https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p006694/index.html

●交通アクセス

＜JR線＞駒込駅（東口）下車 徒歩9分／田端駅（北口）下車 徒歩10分
＜東京メトロ＞南北線：駒込駅（1番口）下車 徒歩11分
＜都バス＞〔上58〕早稲田→上野松坂屋前（『本駒込五丁目』下車徒歩2分）
〔上58〕上野松坂屋前→早稲田（『本駒込四丁目』下車バス停前）
〔東43〕東京駅丸の内北口←→荒川土手操車所前（『動坂下』下車 徒歩5分）
※当館には駐車場がありませんので、車での来館はご遠慮ください。

【東京都】知的財産を企業経営に活かしませんか?

知的財産（特許・商標など）

中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的に、相談事業、普及啓発事業、助成事業、知的財産戦略導入支援、知的財産活用製品化支援等を行っています。

知的財産相談（ご利用は全て無料。お客様の秘密は厳守いたします。）

専門知識と経験を有するアドバイザーが国内外の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・ノウハウ・技術契約・海外知財・知財調査等に関する相談に無料で応じます。平日午後は、弁理士・弁護士が常駐しており、必要に応じて同席してアドバイスを行います。

相 談 日　月曜日～金曜日（土・日・祝日及び年末年始を除く）
相談時間　9時～12時、13時～17時（1回、1時間）
弁理士・弁護士の同席は、基本的に13時～17時の相談でお受けできます。
相談方法　来所・電話・オンラインによる相談。（事前にオンラインまたはお電話で予約をお願いします。）
相談案件の内容がわかる資料等をご用意ください。☎03-3832-3656

知的財産セミナー・シンポジウム

知的財産制度の普及・啓発を図るため、中小企業の経営者、実務担当者など向けにセミナー・シンポジウムを開催します。

知的財産戦略導入支援

・ニッチトップ育成支援
知的財産戦略の導入による経営基盤強化を図る企業を対象に、アドバイザーが最大3年間にわたり継続的相談・助言等を行い、知財戦略の構築や知財管理体制の整備など、実践的支援を行います。

・知的財産交流・研究会
中小企業の経営者や知財担当者が集まり、知的財産に関する情報交換・討議等を通じ、交流・研究を行う会です。アドバイザーが活動を支援します。

知的財産人材育成スクール（こちらは有料です。）

知財戦略の策定及び実行に必要な知的財産の体系的な知識の習得に関する支援を実施します。

外国知財支援等助成

外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の一部を助成します。

知的財産活用製品化支援

製品化コーディネーターが新製品開発等の課題を抱える中小企業と技術シーズを保有する大企業、大学、試験研究機関とのマッチングを行い、その後の製品化まで支援します。

スタートアップ知的財産支援

スタートアップ企業の知的財産に関する諸課題を解決するために、スタートアップ企業を対象としたセミナー、知的財産相談、ハンズオン支援を実施します。

※助成金等の申請には、要件があります。詳細は下記までお問い合わせください。
文京区の「知的財産権取得費補助」については17ページへ

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
東京都知的財産総合センター
台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1F
☎ 03-3832-3656　https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/

職場での様々なトラブルのご相談を承ります!

職場でのトラブル相談

解雇、労働条件、募集・採用、いじめ等の労働問題全般について相談できます。

東京労働局　総合労働相談コーナー

解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等を含めた労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が電話あるいは面接で受け付けます。（相談内容により他の相談コーナー、担当行政機関をご案内させていただく場合があります。）
また、労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会によるあっせん制度により問題の早期解決を支援します。

お問い合せ先

【九段第3合同庁舎】
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
【有楽町総合労働相談コーナー】
千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3階（専門コーナー）
☎ 03-3512-1608（九段第三合同庁舎）
📠 0120-601-556（フリーダイヤル・有楽町総合労働相談コーナー）
月曜日～金曜日 9：00～17：00（有楽町総合労働相談コーナーは9:30~17:30）
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/annai.html

東京都労働相談情報センター池袋事務所

働く方や事業主の方を対象に、労働問題全般について相談をお受けします。また、職場における心の健康相談（予約制）、各種セミナーの実施、雇用環境整備支援のほか、ビデオ・DVDの貸出し、資料提供など労働に関する情報発信もしています。

お問い合せ先

豊島区東池袋4-23-9
☎ 03-5954-6501（代表）・03-5954-6110（労働相談来所予約）
※担当地域（会社所在地）：文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
東京都ろうどう110番　☎ 0570-00-6110（電話相談）
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/

家内労働のご相談を受け付けます!

内職あっせん相談

家内労働に関わる求人、求職、情報提供、苦情等の相談ができます。

お問い合せ先

一般社団法人文京区勤労者共済会（文京シビックセンター地下２階）
☎ 03-5803-1108　FAX 03-3815-3251
月曜日～金曜日　午後１時～午後４時
（土・日曜日、祝日、12月29日～１月３日は休業）
https://www.bunkin.jp

東京都の主な施策

BCP策定支援

大地震等の予期せぬ事態が発生した際に、都内中小企業が会社・事業・従業員を守るために取り組む「事業継続計画（BCP）」の策定を支援します。また、既にBCPを策定している都内中小企業に対しては、BCPの実効性をより高め、社内での定着化を図る方法を学ぶセミナーを開催します。

◯総合支援課　☎ 03-3251-7885

事業承継・再生支援

都内中小企業の円滑な事業承継を支援するため、巡回等で個別相談に対応するとともに普及啓発セミナーや後継者を対象とした事業承継塾等を実施します。また、事業譲渡等を検討している企業と国内譲受事業者とのM&Aマッチング支援も行っております。事業再生等の問題を抱える場合にも、できるだけ早い段階で対策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行う等、具体的な支援を行います。

◯総合支援課　☎ 03-3251-7885

ニューマーケット開拓支援

都内中小企業が自社開発した「製品・技術」を、大手企業OBである“ビジネスナビゲータ”のネットワークとノウハウを活用して市場に紹介することにより、支援企業の営業力強化や自立した営業体制の構築を目指す事業です。

◯販路・海外展開支援課　☎ 03-5822-7234

安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業

自然災害、サイバー攻撃、子どもによる事故など、様々なリスクに対処し「安全・安心な東京」を実現する製品の開発・改良費用、その後の製品の普及促進費用の一部を助成します（最大1,850万円助成）。

◯助成課　☎ 03-3251-7895

その他にも東京都中小企業振興公社では、様々な支援メニューを用意しています。

お問い合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
☎ 03-3251-7881
https://www.tokyo-kosha.or.jp/

国の主な施策

人材不足等に悩む中小企業を応援します!

地域中小企業人材確保支援等調査・分析

地域の中小企業が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取り組みを支援します。

お問い合せ先
関東経済産業局　産業人材政策課
☎ 048-600-0274

退職後のゆとりある生活を応援します!

小規模企業共済

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる、いわば経営者の退職金制度です。税制面で大きなメリットがあり、節税しながらゆとりある老後に備えることができます。詳細については、下記までお問い合せください。
※令和５年９月から、一部の手続き（新規加入など）について、オンラインでの申請が可能になりました。

お問い合せ先
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
☎ 050-5541-7171（受付時間　平日午前9時～午後５時）
https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html

中小企業の退職金　国の制度がサポートします!

中小企業退職金共済（中退共）

中退共制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。
※一部対象外あり。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問い合せ先
（独）勤労者退職金共済機構　中退共本部
☎ 03-6907-1234
https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

その他にも、国の中小企業向けの施策があります。経済産業省などのホームページをご覧ください。

各支援機関のご紹介

東京都産業労働局

働く方が気軽に相談できる窓口の設置や技能・技術の習得支援、中小企業の経営・技術に関する相談窓口の設置、各種融資・助成制度を用意するなど、働く人や中小企業経営者向けに様々な支援を行っています。

お問い合せ先
新宿区西新宿2-8-1　都庁第一本庁舎20階南側
☎ 03-5320-4862（総務部）
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp

東京商工会議所文京支部

区内中小企業の経営改善に向けて、小規模事業者向けのマル経融資や文京区の制度融資などの融資・経営相談、弁護士や税理士、弁理士による専門相談のほか、ビジネス交流会やセミナーなどを多数実施しています。

お問い合せ先
文京区春日1-16-21　文京シビックセンター地下2階
☎ 03-3811-2683　FAX 03-3811-2820
月曜日～金曜日　午前9時30分～午後5時
https://www.tokyo-cci.or.jp/bunkyo/

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

（公財）東京都中小企業振興公社は、都内中小企業のための総合支援機関です。創業から事業化（製品開発・販路開拓）、承継・再生まで企業のあらゆるステージに対して豊富な支援メニューでお応えします。

お問い合せ先
千代田区神田佐久間町1-9（東京都産業労働局秋葉原庁舎）
☎ 03-3251-7881
https://www.tokyo-kosha.or.jp/

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター

産業技術に関する技術相談や依頼試験、共同研究、技術セミナー・講習会などを実施し、都内中小企業のための技術支援を行っています。
ウェブサイトの「技術相談受付フォーム」をご利用ください。

お問い合せ先
江東区青海2-4-10
☎03-5530-2140（総合支援窓口）
月曜日～金曜日　午前9時～午後5時
https://www.iri-tokyo.jp

連絡先一覧	住　所	電話番号
●主な官公署		
経済産業省	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511（代表）
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎１号館	048-600-0213（総務課）
中小企業庁	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511（代表）
特許庁	東京都千代田区霞が関3-4-3	03-3581-1101（代表）
厚生労働省	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111（代表）
東京労働局	東京都千代田区九段南1-2-1　九段第３合同庁舎	03-3512-1600（総務課）
東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第２合同庁舎	03-5213-1234（代表）
東京法務局法人登記部門	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第２合同庁舎	03-5213-1371 （証明書の発行関係）
東京都庁	東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111（代表）
東京都産業労働局	東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階南側	03-5320-4862（総務部）
●労働関係機関		
東京労働局 中央総合労働相談コーナー	東京都文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎６階（中央労働基準監督署内）	03-6866-0008
ハローワーク飯田橋	東京都文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内１～５階・９階	03-3812-8609（代表）
東京都労働相談情報センター 池袋事務所	東京都豊島区東池袋4-23-9	03-5954-6501（代表） 03-5954-6110（相談予約）
●金融・保証機関		
東京信用保証協会 上野支店	東京都台東区元浅草2-6-7 マタイビル５階	03-3847-3171（代表）
（株）日本政策金融公庫 東京支店	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー１階	03-3270-1300 （国民生活事業）
（株）日本政策金融公庫 上野支店	東京都台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル	03-3835-1391 （国民生活事業）
●税務・法務関係		
文京区税務課	東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター10階	03-5803-1152～8
文京都税事務所	東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター６・７階	03-3812-3241（代表）
小石川税務署（国税庁）	東京都文京区春日1-4-5	03-3811-1141（代表）
本郷税務署（国税庁）	東京都文京区西片2-16-27	03-3811-3171（代表）
●その他		
東京都知的財産総合センター	東京都台東区台東1-3-5　反町商事ビル1F	03-3832-3656
（地独）東京都立産業技術研究センター	東京都江東区青海2-4-10	03-5530-2140 （総合支援窓口）
東京都地球温暖化防止活動推進 センター（クール・ネット東京）	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階	03-5990-5061（代表）
東京商工会議所文京支部	東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下２階	03-3811-2683
（公財）東京都中小企業振興公社	東京都千代田区神田佐久間町1-9 （東京都産業労働局秋葉原庁舎）	03-3251-7881 （総合支援課）
（一社）文京区勤労者共済会	東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下２階	03-5803-1108
（独）中小企業基盤整備機構関東本部	東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル３階	03-5470-1509（代表）
（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	東京都豊島区東池袋1-24-1	03-6907-1234

■ 文京区役所

〒112-8555　文京区春日一丁目16番21号
☎ 03-3812-7111（代表）
窓口開庁時間　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※一部窓口によって、開庁時間が異なりますのでご注意ください。

● 区民部 経済課（文京シビックセンター地下2階）

☎ 03-5803-1173　FAX 03-5803-1936
Eメール　b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

● 地図

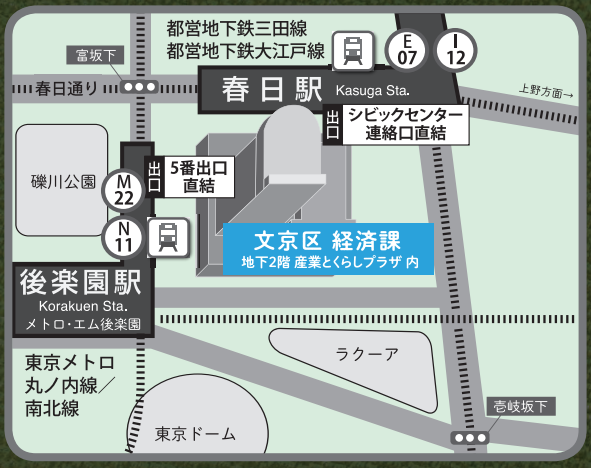

● 交通機関

東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園」駅（4a・5番出口）直結
都営地下鉄三田線・大江戸線「春日」駅（シビックセンター連絡口）直結
JR総武線「水道橋」駅（東口）徒歩9分

2025年4月
文京区区民部経済課 産業振興係
印刷物番号　C0225002